

第201300209164号
平成26年3月28日

各指定介護保険施設等を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

消費税率変更に伴う平成26年度介護報酬改定について (通知)

本県の介護保険事業の推進については、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、「社会保障の安定財源の確保等を図る抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の施行により、平成26年4月1日から消費税率が変更となることに伴い、介護報酬が改定されます。

改定後の報酬は、平成26年3月12日付官報号外第51号、平成26年3月18日付官報号外第55号にて告示されております。

つきましては、官報告示等により改正後の報酬等を御確認いただき、関係職員への周知、利用者への適切な対応等、運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正が行われた介護報酬に関する告示

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)
- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第20号)
- ・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第21号)
- ・厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数 (平成12年厚生省告示第30号)
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号)
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第128号)
- ・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第129号)
- ・厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 (平成18年厚生労働省告示第165号)
- ・厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数 (平成18年厚生労働省告示第263号)

2 改正が行われた区分支給限度基準額に関する告示

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額
(平成12年厚生省告示第33号)

※ホームページリンク先は次項に記載

3 告示等掲載ページ

【独立行政法人国立印刷局】※官報掲載

- ・平成 26 年 3 月 12 日付 号外第 51 号
<http://kanpou.npb.go.jp/20140312/20140312g00051/20140312g000510000f.html>
- ・平成 26 年 3 月 18 日付 号外第 55 号
<http://kanpou.npb.go.jp/20140318/20140318g00055/20140318g000550000f.html>

【厚生労働省ホームページ】

- ・平成 26 年度介護報酬改定について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kaitei26.html>

【県長寿社会課ホームページ】※本通知掲載

<http://www.pref.tottori.lg.jp/33772.html>

(担当) 介護保険担当 藤田

電 話 : 0 8 5 7 - 2 6 - 7 1 7 5

ファクシミリ : 0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 2 7